

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名 厚生労働省					
対象税目	個人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他（ 都市計画税 特別土地保 有税 地方消費税 等 ）
要望 項目名	職業能力開発促進法の見直し等に伴う税制上の所要の措置						
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現在、職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会等について、非課税等の優遇措置が設けられているが、今後、日本再興戦略等を踏まえ、職業能力開発促進法の見直し等について、労働政策審議会職業能力開発分科会等において検討を行い、当該検討結果を踏まえて所要の措置を講ずる。</p> <p>・ 特例措置の内容 現在のところ、未定である。</p>						
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第七十二条の五第一項第二号 ・ 地方税法第七十二条の七十八第一項 ・ 地方税法第七十三条の四第一項第三号 ・ 地方税法第五百八十六条第二項第二十九号 ・ 地方税法第七百一条の三十四第二項 ・ 地方税法施行令第三十六条の四 						
減収 見込額	[初年度]	—	(—)	[平年度]	—	(—)	[改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会等に関し、非課税等の優遇措置が設けられている。現在、「職業能力開発の今後の在り方に関する研究会」において、今後の我が国の職業能力開発の在り方について検討を行っているところであり、取りまとめの後、職業能力開発促進法の見直し等について、労働政策審議会職業能力開発分科会等において、検討を行う予定である。 当該検討の結果、必要性が生じた場合には税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p>(2) 施策の必要性 職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会等について、職業訓練の推進のための公益性の強い機関であることを踏まえ、税制上の取扱いについて種々の優遇措置を講ずる等、労働政策審議会職業能力開発分科会等の検討結果を踏まえた所要の措置を行う必要がある。</p>						
本要望に 対応する 縮減案	—						
				ページ	12—1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること ・施策大目標V-1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
	政策の達成目標	職業訓練の内容の充実化等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	職業訓練法人、中央職業能力開発協会、都道府県職業能力開発協会は、職業訓練の推進のための公益性の強い機関であることから、税制上の取扱いについて種々の優遇措置が必要である。
	ページ	12—2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—